

# 春の運動ニュース

川越・東松山民主商工会 2020年4月22日 NO.14

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

 <https://www.facebook.com/kawagoehigasimatuyamaminsyo>

## 政策金融公庫の「コロナ融資」、会員の獲得続く

緊急事態宣言から2週間が経ち、川越市、東松山市、小川町、川島町、ときがわ町、吉見町でもコロナ感染者が確認されました。どこに潜むかわからないウイルスと、いつ終わるかかわからない状況に、会員からも悲鳴が上がっています。

建設業では、清水建設とダイワハウスが、社員の感染から現場工事をストップさせました。大手建設業も工事中止を検討しています。飲食店では、17日に要請が出た19時以降の酒提供自粛要請で、短縮営業を余儀なくされています。

会員、会外の業者からの融資相談が増えています。

### 日本政策金融公庫、現在の融資実行までの期間は約1カ月程度

4/20、東京や神奈川など7つの府県で政策金融公庫融資相談・申請窓口の予約制が始まりました。埼玉県は今まで通り、予約なしでも相談・申請が出来ます。

現在、実行までの審査期間は約1カ月程度とのことです。申請書類の枚数、据置期間や金利手数料を見ても、政策金融公庫の方が借しやすいと思われます。インターネットでも申請手続きが出来ます。

来週の補正予算決定後には、銀行系である市と県の制度融資も、据置5年と金利0となる予定ですが、まだ確定していないので銀行や信用金庫での手続きが2度手間になる可能性があります。川越市の金利0融資も、市の予算額が上限に近づいているとの情報もあります。

### 融資獲得の提出書類は3つ 民商で一緒に作成しています

借入のための申請書は3つです。①住所・名前と融資金額を記入する借入申込書 ②最近1カ月の売上と前年の同月の売上を書くだけの売上減少申告書 ③直近2期分の確定申告書・青色決算書・白色内訳書、法人決算書です。

新規で融資を申し込む方は、商売の概要・略歴や、売上先仕入先などを記載する概要書が必要ですが、民商で一緒に作っています。

初めて融資を申し込んだ居酒屋を営む会員さんは、「銀行の引き落とし返済日の確認だけで、作った書類がそのまま提出できた。窓口も混んでいなかったのでも5分で手続きが終わった」と、あとは審査の結果待ちで1カ月くらい言われ一安心。

収支内訳書も一緒に作っています。先の見えないこの状況を打破するため、融資でつないで、好きな商売続けましょう。

## 来週の商工新聞は、コロナウイルス蔓延防止のため、班配達含め、全ての新聞を郵送で送付させていただきます

5/4号の商工新聞は、GWのためお休みです。5/11号の商工新聞は、事務局、班長さんのウイルス蔓延防止のため郵送とさせていただきます。ご了承ください。

## 4/8~5/6の7割(20日間)店を閉めてたら20万円支給 埼玉県中小業者支援金について

4/17、埼玉県の緊急事態措置における中小企業支援策として、「県民の感染症拡大抑制のため、4/8~5/6までの29日間のうち、7割にあたる20日間で店を閉めていた場合に、20万円(複数の事業所があり、そこも閉めていた場合は30万円)の支援金を支給することを発表しました。

4/22 現在、申請期間や提出書類、支給方法などは決まっていません。県の担当から確認した現時点での要点をまとめます。

【支給対象要件】

○中小企業及び、中小の個人事業主。

○4/8~5/6までの29日間で7割以上(20日以上)休業すること。

○昼のランチの時間だけ開けているなど、時間短縮営業日はこの日数に含まれない。

○土日祝日が通常休業日などの場合、この土日祝日も7割20日以上の日数に数える。

○発表が4/17なので、4/8~発表日まで10日間の休業証明については、「弾力的」に取り扱う。たとえば発表後の4/18~5/6までの19日間全て店を閉めたが1日足りず支援金がもらえなかった、などが無いようにするとのこと。

### 休業を取るか、営業するか 事業所によっては検討する価値あり

今月末に予定されている県の臨時議会で補正予算が決まり次第、詳細が決定することです。

国による緊急事態宣言、県による措置が取られ、罰則規定はありませんが自粛要請とされた業種の方(延べ床面積の多い学習塾、スポーツジム、ライブハウス、ゲームセンターなどと、その業種に関連した業種の方)は申請できる可能性は高いと思われます。

17日の埼玉県要請で19時以降の酒の提供自粛となり、お客さんが自粛して売上が激減している居酒屋、スナックなどは検討してみてください。

支給対象が「中小企業及び、中小の個人事業主」となっていますので、フリーランスの方も、仕事がなくなった・仕事を自粛したという点で受給できる可能性があります。

### 申請方法の確定はしていないが、準備は必要

県の担当は、「休業していることの証明、もしくは営業していた日数の証明」が申請時に必要になるとの回答でした。売上があった(無かった)ことがわかる帳簿や領収書、現場に出た確認の出勤簿などが証明としてあげられるかと思えます。

例えば、店先に「コロナ蔓延防止による休業」の張り紙を貼り、写真を撮っておくなども証明となりそうです。FAXやメール、LINEでのやりとりなども証明になる可能性はあります。

休業しても家賃などの固定費はかかり続けます。地域を支える地元業者として、コロナ蔓延防止の観点からも、給付金を活用して、商売継続。踏ん張りましょう。

現時点では情報が少なすぎて、「思います・可能性がある」などの書き方しかできず申し訳ございません。

編集者 毎日、コロナウイルス関連の制度が発表、改正されています。

早期の情報通達のため、不定期の配信になりそうですが、民商の公式LINE@を設置しました。右のQRコードから登録が出来ます。Facebookでもお知らせをしています。現在53名の会員さんが登録していただいています。

民商ホームページをリニューアルしました。ホームページでも情報をまとめて発信をしています。